

広島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東城西城線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備考	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
庄原市東城町保田字宮原三二二番一地先から 庄原市東城町保田字大字山三三三番一地先まで		三・二〇〇	一三・八〇〇	五・四〇〇	三九・一〇〇	二二七・五〇〇		拡幅	
庄原市東城町保田字大字山三三三番一地先から 庄原市東城町保田字鷲ノ子二七三番一地先まで		三・二〇〇	一三・八〇〇	三・八〇〇	七・八〇〇	二二七・〇〇〇			
庄原市東城町保田字鷲ノ子二七三番一地先から 庄原市東城町保田字長谷二六〇番七地先まで		三・二〇〇	一三・八〇〇	一・一〇〇	四五・七〇〇	一六六・〇〇〇		拡幅	